

静岡県告示第731号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成29年度静岡県准看護師試験を次のとおり行う。

平成29年10月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 試験日時

平成30年2月8日（木） 午後1時から3時30分まで

2 試験場所

静岡県男女共同参画センターあざれあ501・502・503・504・505会議室、大会議室

所在地 静岡市駿河区馬淵1丁目17-1

3 試験方法

択一式による筆記試験

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

5 受験資格

静岡県内の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。以下「県内学校養成所」という。）を卒業又は卒業見込みの者、若しくは、静岡県外の看護師等学校養成所（以下「県外学校養成所」という。）を卒業又は卒業見込みで静岡県内に住民登録している者又は静岡県内の医療機関等に就職することが内定している者で、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは看護師養成所（以下「外国学校養成所」という。）を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認められた者
- (7) 外国学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が適当と認められた者

この場合において、静岡県准看護師試験受験資格認定の手続及び審査方法については、別に定めるところによる。

6 提出書類

- | | | | |
|-----|---------------|----|------------|
| (1) | 准看護師試験受験願書 | 1部 | (静岡県指定のもの) |
| (2) | 准看護師試験出願者入力原票 | 1部 | (〃) |
| (3) | 写真票 | 1部 | (〃) |

ア 出願前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、無背景の縦6cm、横4cmのもの(裏面に撮影年月日、氏名を記載)を所定欄に貼り付け、氏名、生年月日、撮影年月日を記載すること。

イ 提出に当たり、県内学校養成所を卒業見込みの者は在学中の学校養成所、その他の者は保健所(支所、分庁舎及び支援室を含む。以下「保健所等」という。)又は静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課(以下「地域医療課」という。)において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。保健所等又は地域医療課で照合を受ける場合は、受験者本人であることの確認ができる書類を持参すること(運転免許証、学生証、旅券、公的機関の発行した身分証明書等)。

学校養成所、保健所等は、受験者本人と写真との照合を行い、「写真については照合済みである。」旨の記載をした送付状を添付すること。

- (4) 受験資格を証する書類 1部

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、卒業・修業証明書又は卒業・修業見込証明書。ただし、5の(1)に該当する者は、2年の看護に関する学科を修めた旨を証する書類(学科修得証明書)若しくは見込証明書(学科修得見込証明書)を併せて添付すること。

なお、卒業・修業見込証明書又は学科修得見込証明書を提出した者は、平成30年3月8日(木)午後5時までに卒業・修業証明書又は学科修得証明書を地域医療課に提出すること。

また、平成30年3月8日(木)以降に卒業・修業する見込みの者は、上記期限までに、卒業・修業判定証明書又は学科修得判定証明書を提出し、卒業後速やかに卒業・修業証明書又は学科修得証明書を地域医療課に提出すること。

注：平成30年3月30日(金)午後5時までに卒業・修業証明書又は学科修得証明書の提出がされな
いときは、当該受験は無効とする。

イ 5の(6)に該当する者は、厚生労働大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写し(原本も持参のこと)、看護師免許証又は卒業証明書及び履歴書

ウ 5の(7)に該当する者は、静岡県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し(原本も持参のこと。)

エ 県外学校養成所を卒業見込み又は卒業した者で県内に住民登録している者は、出願前6ヶ月以内に交付された住民票

オ 5の(1)から(7)までのいずれかに該当し、県内に住民登録がなく、静岡県内の医療機関等に就職することが内定している者は、就職する予定の静岡県内の医療機関等が発行した内定証明書(任意様式)

- (5) 返信用封筒(受験票送付用) 次表に掲げる部数に該当する封筒(送料分の切手を貼付すること。)

ア 受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入し、朱書きで「簡易書留」と明記すること。

部数	1～3部	4～10部	11～27部	28～48部	49～87部	88部～
封筒の種類	定型 (縦 23.5cm×横 12cm)		角型 2 号 (マチ付不可) (縦 33cm×横 24cm)			
送料(切手貼付)	392 円	402 円	450 円	515 円	560 円	810 円

7 受験手数料

6,900円 静岡県収入証紙で納付すること(受験願書に貼付する。)

ただし、県外居住者は、静岡県収入証紙の代わりに郵便普通為替又は定額小為替を添付することができる。

8 受験願書受付期間

平成30年1月4日(木)から平成30年1月11日(木)までの午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、平成30年1月11日(木)の到着分まで受け付ける。

9 受験願書等の提出場所

下記のとおり、該当する提出先に直接受験願書等を持参し提出する。

提出先において、6(3)イにより写真の照合をすること。

種 別	卒業等状況	現在の住民登録地	願書等提出先
県内学校養成所	卒業見込み	県内・県外	各学校養成所 (各学校養成所は、取りまとめの上、当該学校養成所所在地を管轄する保健所又は地域医療課に提出すること)
	卒業	県内	居住地管轄保健所又は地域医療課
		県外	地域医療課
県外学校養成所	卒業見込み	県内	居住地管轄保健所又は地域医療課
		県外(県内就職内定者に限る)	地域医療課
	卒業	県内	居住地管轄保健所又は地域医療課
		県外(県内就職内定者に限る)	地域医療課
外国学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣若しくは県知事が認定した者	卒業又は免許取得	県内 県外(県内就職内定者に限る)	地域医療課 地域医療課

※ 保健所 静岡県内の9保健所（賀茂・熱海・東部・御殿場・富士・静岡市・中部・西部・浜松市）

※ 静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

10 受験票の送付

受験番号、受験者心得を記載した受験票は、県内学校養成所卒業見込みの者は在学中の学校養成所あてに、それ以外の者は本人あてに、地域医療課から送付する。

11 合格発表

平成30年3月12日（月）午前10時に静岡県庁西館3階、各保健所及び県ホームページにて合格者の受験番号を掲示する。電話等による照会には応じない。

合格者には合格証書を送付する。ただし、平成30年3月8日（木）以降の卒業の者については、6(4)の手続が終了した後、合格証書を送付する。

12 試験結果の開示

次のとおり、口頭により開示請求することができる。

(1) 開示請求できる者

平成29年度静岡県准看護師試験受験者本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示内容

受験者本人の総合得点

(3) 開示方法

受験者本人の総合得点の写しの閲覧とする。

(4) 開示期間及び時間

合格発表日から1か月間（土、日曜日は除く。）午前9時から午後4時30分まで

(5) 開示場所

静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課（静岡県庁西館3階）

(6) 持参する物

ア 受験者本人の場合

当該試験に係る受験票、学生証又は運転免許証等により本人であることを証明できるもの

イ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の場合

当該試験に係る受験票並びに法定代理人を証明できる書類及び運転免許証等により本人であることを証明できるもの

13 その他

(1) 受験願書用紙等の書類は、地域医療課で作成したものとする。

(2) 受験願書用紙等の入手については、静岡県内の准看護師養成所を卒業見込みの者は、在学中の養成所にて配布を受けること。

県内学校養成所を卒業見込みの者は在学中の学校養成所を通じて、それ以外の者は直接、告示した日から平成29年11月30日（木）までに地域医療課あてに申し込むこと（期日以降の申し込みは一切受け付けない。）。

(3) 5の(6)に該当する者で、6(4)イの看護師国家試験受験資格認定書を有していない者は、必要書類をそろえて厚生労働省医政局医事課試験免許室に直接認定申請を行い、あらかじめ認定書の交付を受けておくこと。

(4) 受験に関する書類の受け付け後は、受験手数料は返還しない。

(5) 試験についての問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課 電話番号 054-221-2407

メールアドレス chiikiiryu@pref.shizuoka.lg.jp

※ メールアドレスの「shizuoka.」の後は英小文字の「エルジー (lg)」

(メールでの問い合わせの場合は、必ず、氏名、連絡先住所、電話番号を明記すること。)